

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施

(畜産課)

一

ページ

告示

○宮城県告示第七百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射（以下「注射」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和二年十月九日

宮城県知事 村井嘉浩

- 実施の目的
豚熱の発生予防
- 実施する区域
県内一円
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びびいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 実施の期日
令和二年十月十三日から令和三年三月三十一日までの間において、当該所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 注射の方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射